

# 1 生活保護について

## 【根拠法令：生活保護法】

福祉事務所は、保護の決定を行い、被保護世帯への訪問・指導、保護費支払い事務など保護の実施 機関として業務を行っている。住民に最も身近な町村は、保護申請書等の受付・進達、保護費の交付 など福祉事務所に協力している。

保護の種類には、生活扶助 住宅扶助 教育扶助 介護扶助 医療扶助 出産扶助 生業扶助 葬祭扶助 の8つの扶助がある。

### (1) 平成17年度生活保護運営重点事項

生活保護の運営にあたっては、要援護者に健康で文化的な生活を保障し自立助長を図るという生活保護法の趣旨を具現化することを基本方針に、適正実施に努めるとともに実施水準の維持向上を図ることとしている。

- ア 保護の適正実施の推進
- イ ケースの実態に即した指導援助の充実
- ウ 医療扶助の適正運営の確保
- エ 介護扶助の適正運営の確保
- オ 組織的な運営管理の推進
- カ 生活保護システムの有効活用

### (2) 生活保護の実施体制（査察指導員及び現業員の配置状況/平成17年3月31日）

区 分	査察指導員	現 業 員
(人)		
現 員	2	4
備 考	福祉支援課長 及び保護係長	5町村を分担

### (3) 管内保護動向（下表のとおり）

町村名	昭和62年度			平成3年度			平成8年度			平成13年度			平成16年度		
	世帯数	人員	保護率 %	世帯数	人員	保護率 %	世帯数	人員	保護率 %	世帯数	人員	保護率 %	世帯数	人員	保護率 %
湯梨浜町													55	76	4.3
羽合町	20	26	3.7	18	25	3.5	19	26	3.6	14	20	2.6	17	26	3.3
泊村	19	35	10.4	16	18	5.4	14	21	6.6	18	25	8.2	12	14	4.6
東郷町	33	51	7.2	26	46	6.7	22	28	4.1	23	33	5.0	26	36	5.6
三朝町	38	53	6.0	28	35	4.0	18	28	3.5	14	19	2.4	29	36	4.7
関金町	21	35	7.1	16	24	5.1	12	22	4.8	11	11	2.6	17	20	4.8
北条町	10	19	2.6	8	11	1.4	4	4	0.5	8	9	1.1	15	19	2.5
大栄町	26	35	3.7	23	27	2.8	12	14	1.5	17	24	2.7	15	18	2.1
琴浦町													77	102	5.1
東伯町	41	63	4.9	30	46	3.6	24	30	2.4	28	34	2.8	47	63	5.3
赤碓町	33	45	4.9	23	30	3.3	20	28	3.2	20	29	3.5	30	39	4.8
東伯郡計	241	362	5.1	188	262	3.8	145	201	2.9	153	204	3.1	208	271	4.1
倉吉市				290	376	7.3	252	318	6.2	274	348	6.9	329	422	8.6

出典：福祉行政報告例（厚生労働省報告例）  
 数値は、各年度4月現在（ただし、「平成16年度」は管内は17年2月末現在、倉吉市は17年1月末現在）

## 2 障害者支援費制度への支援

平成15年4月から始まった支援費制度は、新たに障害者支援法が制定される見込みで、制度が大きく変更される。福祉保健局の役割は、障害者支援の実施主体である管内市町村への広域的な調整、指導。管内サービス提供体制の計画的な整備や事業者への指導を行う福祉事務所業務と、市町村に対する専門的・技術的支援を行う身体・知的障害者更生相談所業務を一体化して行う。

### (1) 中部圏域支援費サービス調整会議の開催

支援費サービスの充実を目的に、管内のサービス提供者、相談支援者、行政関係者で構成する連絡調整の場を設ける。

### (2) 市町村障害者ケアマネジメント推進会議の開催

支援費制度の根幹を担う、障害者ケアマネジメントの市町村への普及推進を図る目的で、市町村と相談業務を担当する関係者で協議する

### (3) 障害者サービス事業者の指定及び指導

支援費サービス事業者の計画的な整備と質の向上を目的に、事業の指定・変更の登録と指導監査を行う

### (4) 管内作業所の整備及び補助金交付

支援費サービス以外の、地域資源の整備と質の向上を目的に、作業所の登録及び運営補助金の交付及び指導を行う

### (5) 発達障害支援連絡会議の開催

発達障害支援体制整備を目的に、管内の保健、福祉、教育、労働の各分野の関係者が情報を共有し、課題を考えていくための場を設ける

### (6) 障害者団体への協力

鳥取県身体障害者福祉協会

- ・ 県民総合福祉大会（鳥取市）8月下旬
- ・ 鳥取県身体障害者体育大会（鳥取市）未定
- ・ 身体障害者作品展（米子市）12月上旬

鳥取県障害者スポーツ協会

- ・ 鳥取さわやか車いすマラソン大会（鳥取市）9月18日

東伯郡身体障害者福祉協会

- ・ 東伯郡身体障害者体育大会（未定）未定
- ・ 中部地区身体障害者スポーツ教室（倉吉市）未定
- ・ 東伯郡身体障害者福祉推進大会（未定）未定

手をつなぐ育成会

- ・ 鳥取県手をつなぐ育成会スポーツ祭り（鳥取市）10月中旬

東伯郡肢体不自由児父母の会

日本筋ジストロフィー協会鳥取支部

**( 7 ) 身体障害者手帳交付事務**

市町村から進達された、身体障害者手帳交付申請に対して、認定審査の上手帳交付を行う。認定困難な場合は、医師照会、障害程度審査委員会照会を行い、必要に応じて社会福祉審議会へ諮問する。

管内の身体障害者手帳の台帳管理を行う。

**( 8 ) 療育手帳交付事務**

管内の市町村長から進達された療育手帳の申請に対して児童相談所・知的障害者更生相談所の判定に基づき手帳を交付する。

管内の療育手帳の台帳管理を行う。

**( 9 ) 特別障害者手当等支給事務(特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当)**

管内の市町村からの進達に対し、申請内容を審査し、認定・支給を行う。

**( 1 0 ) 自動車操作訓練・自動車改造助成事業**

(身体障害・療育・精神保健福祉)手帳所持者が自動車運転免許を取得する場合に、教習に必要な経費の一部を助成する。

助成額 費用の2/3以内 ただし10万円を限度とする。

身体障害者のうち、上肢・下肢・体幹機能障害の手帳所持者が、自らが所有し運転する自動車を改造する際、自動車の改造に必要な費用の一部を助成する。

助成額 10万円限度

**( 1 1 ) パソコン周辺機器等購入費助成事業**

身体障害者の内、視覚障害・上肢機能障害のある人が、情報機器(パソコン等)を利用するにあたり、通常の機器の他に必要となる周辺機器やソフト等を購入する費用の一部を助成する。

助成額 費用の2/3以内 ただし10万円を限度とする。

**( 1 2 ) 障害者の相談ダイヤル**

障害者の権利擁護に係る相談等に対応する窓口を設置し、障害者の地域生活の安定と福祉の向上を図る

**( 1 3 ) 身体障害者定期・巡回相談事業**

身体障害者手帳所持者が補装具の交付を希望した場合、補装具の適正な交付のため、調査の上医学的な判定を行う。

その他、身体障害者の援護の実施にあたり専門的な知識・技術を要する事項について市町村の依頼に応じて来所又は巡回により医学的、心理学的、職能的判定を実施し、必要に応じて判定書を交付する。

定期相談は、整形外科月2回、耳鼻科月1回、眼科年3回、内科年3回実施し、巡回相談は、市町村の求めに応じて随時行う。

**( 1 4 ) 知的障害者定期・巡回相談事業**

療育手帳の交付又は療育手帳の再判定を希望する者に対して、医学的・心理学的判定を行い障害程度について判定する。

その他、知的障害者の援護の実施にあたり専門的な知識・技術を要する事項について市町村、施設の依頼に応じて来所又は巡回により医学的、心理学的、職能的判定を実施し、必要に応じて判定書を交付する。

**( 1 5 ) 更生相談所による個別相談、ケア会議による支援**

市町村又は障害者及びその家族の求めに応じて、障害者福祉司又は心理判定員などの専門職員による個別相談を行う。

必要に応じて、関係者を集めた個別ケア会議の開催や、協力をを行う。

**( 1 6 ) 県内全域の障害者施設の利用調整と登録管理**

障害者施設の利用を公平、公正に行うため、県内全域の利用希望登録の管理と調整を行う。

**( 1 7 ) 県内全域の障害者施設利用調整連絡会議の開催**

利用調整が円滑に図れるよう、市町村、施設、県の代表者が集まり、利用調整について協議の場を設ける。

**( 1 8 ) 市町村担当職員への専門的研修会の開催**

実施主体である市町村職員へ、障害者福祉に関する研修を、年間計画で行う。補装具交付制度、日常生活用具給付制度、更生医療給付制度、施設利用制度、身体障害者・療育手帳制度等を数回に分けて研修を行う。

**( 1 9 ) 障害程度区分変更に伴う、研修会の開催**

17年度に障害程度区分の基準見直しが実施されるため、中央での説明会を受けて市町村職員に対して研修・説明会を実施し、スムーズな移行を図る。

**( 2 0 ) 中部地区障害者関係3団体**

中部手をつなぐ育成会、東伯郡身体障害者福祉協会、東伯郡肢体不自由児父母の会の運営について支援を行う。

**( 2 1 ) 身体障害者更生相談所長協議会中国・四国地区職員研修協議会の開催**

全国所長協議会の中国四国地区ブロック会議の開催（8月下旬2日間）

### 3 精神保健福祉について

【根拠法令：精神保健及び精神障害福祉に関する法律】

地域精神保健福祉の推進については、関係機関と連携を図り、精神障害者の早期治療の促進及び社会復帰・社会参加への支援を行うために諸活動を行う。又、平成14年4月から市町村は精神障害者の社会復帰施設、又は居宅生活支援事業若しくは社会適応訓練事業の利用相談調整等を実施することとされた。その円滑な実施のために引き続き専門的・技術的支援を行う。

#### (1) アルコール関連問題対策事業

アルコール問題を抱える家族及び本人に対して、断酒会、医療機関、市町と連携し、継続した支援を行うと共に、ネットワークを構築する。

相談体制の充実（随時相談・精神科医師による相談日の開催）

アルコール家族教室開催

#### (2) 精神障害・心の健康相談指導事業

精神障害者と家族等の相談対応の実施

#### (3) 障害者の明るいくらし促進事業

精神障害者が地域の中で、よりよく暮らしていけるように支援をすると共に精神障害者に対する正しい理解を図るための事業を行う。

普及啓発：家族教室（統合失調症、アルコール依存症）、心の健康フェア

社会参加・社会復帰への支援：デイケア、在宅精神障害者交流事業

精神障害者ボランティア団体支援

#### (4) 精神障害者社会適応訓練事業

### 4 児童福祉について

家庭における養育機能の低下、児童虐待問題等に対応するため、保育所、母子生活支援施設等の役割が益々重要になってきており、これらの施設の円滑な運営を支援していく。

#### (1) 保育所・児童館

保育所は倉吉市内に23か所、東伯郡内に34か所、児童館は倉吉市内に9か所、東伯郡内に9か所設置されている。当福祉保健局では、東伯郡内の保育所・児童館の適正な運営確保のための指導監査、中部圏域の保育所・児童館の施設整備に係る事前調整などを行う。

#### (2) 母子生活支援施設・助産施設

##### ア 母子生活支援施設

配偶者のない女子（又はこれに準ずる事情にある女子）及びその者の監護すべき児童を入所させて、保護するとともに、自立の促進のために就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談や助言等を行っている。

当福祉保健局では、上記保護者からの入所申込みがあったときは、その必要性を判断し、母子生活支援施設において母子保護を行う。（広域入所となる。）

(平成17年3月1日現在)

市町村別	施設名	所在地	定員 (世帯)	入所世帯 (世帯)
倉吉市	倉明園	倉吉市上井550-3	20	2
倉吉市	ブルーインター	倉吉市福守町407-14	30	5
八頭郡郡家町	のぞみ	八頭郡郡家町宮谷225-1	20	1

#### イ 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を行っている。

(平成17年3月1日現在)

施設名	所在地	定員	備考
鳥取県立厚生病院	倉吉市昭和町150	25	

## 5 母子家庭等の福祉について

近年の離婚の急増など母子家庭等をめぐる様々な状況の変化に対応し、母子家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援などの諸事業を実施する。

### (1) 母子家庭等相談

母子自立支援員を配置し、母子家庭及び寡婦からの各種相談及び母子家庭等の職業能力の向上、求職活動に関する支援を行う。

また、東伯郡内に15名の母子寡婦福祉推進員を知事の委嘱により配置し、母子自立支援員と協力して相談に応じる。

### (2) 母子家庭等就業・自立支援事業(就業等相談事業)

#### ア 無料職業紹介事業

無料職業紹介事業により母子家庭の母等に対する休職活動の支援を行う。

(平成16年6月21日事業開始)

#### イ 特別相談の実施

母子家庭等が抱えている複雑多岐な問題のうち、一般相談では解決できない問題について解決を図るため、専門家(弁護士等)による特別相談を実施する。

### (3) 母子家庭等自立支援給付金事業

#### ア 自立支援教育訓練給付

県が指定する職業能力開発のための講座受講料の一部を支給する。

(ア) 支給額：受講料の4割相当額(上限20万円、下限8千円)

(イ) 対象者(次のすべての要件を満たす者)

- ・ 児童扶養手当支給水準の母子世帯
- ・ 相談者へのカウンセリングを通じて資格取得に結びつき、適職に就かせるために必要であると認められる者
- ・ 雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない者

(ウ) 対象講座(原則として1カ月以上1年以内の講座)

- ・雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
- ・(財)21世紀職業財団が指定した再就職希望登録者支援事業の講座
- ・就職に結びつく可能性が高い養成講座及び県が実情に応じて国に協議して指定した講座

イ 母子家庭職業訓練促進事業

介護福祉士等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上修業する場合であり、かつ就労(育児)と修業の両立が困難な場合、生活費の負担軽減を図るため職業訓練促進費を支給する。

(ア) 支給期間: 12カ月を限度(修業期間の1/3以内)

(イ) 支給方法: 修業期間の最終年度に申請を受け支給

(ウ) 支給基本額: 月額 103,000円以内

(エ) 対象資格の指定

2~3年以上修業する必要がある専門的な資格

(例: 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等)

(オ) 対象者

次の要件をすべて満たす者であって、資格を取得するために修業している者とし、事前に受給の相談のあった者

- ・児童扶養手当支給水準の母子世帯
- ・養成機関において2年以上の養成期間の修業を行うこと
- ・当該資格を取得させることが適職に就かせるために必要であると認められる者

ウ 常用雇用転換奨励金給付事業

母子家庭の母を新規にパートタイムとして雇用し、OJT(職能訓練)を実施後、一般常用雇用労働者に雇用転換した事業主に対し奨励金を支給する。

対象事業主: 予め県に登録された事業主

支給要件

- ・採用時のOJT計画及び実施報告の提出
- ・採用から6カ月以内に雇用転換していること
- ・転換から6カ月経過後、常用雇用者として継続雇用されていること

支給時期: 常用雇用から6カ月経過後に請求可能

支給額: 1人当たり30万円

実施主体は県福祉事務所を対象は町村在住者のみ。市在住者は市が実施主体。

(4) 母子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭等の自立を目的として、修学資金、就学支度資金をはじめとする13種類の貸付け事業を行う。

児童に係る資金(修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金)は、児童本人に対する貸付が可能で、母親が連帯保証人となることも可能である。

母親が連帯保証人となる場合には、保証能力を有していることが原則。

(5) 母子家庭の母に対する就労支援

母子家庭の母に対して、母子自立支援員による就業相談を行うとともに、ハローワークなどの関係機関と連携し、就労促進を図る。

## 6 女性に対する暴力防止について

【根拠法令：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律】

心と女性の相談室に配偶者暴力相談支援センターの機能が附与され、中部圏域の相談機関の役割を担っているが、平成17年度は更に事業を充実して機能する。

- ア 弁護士による法律相談弁護士、法律センター倉吉（要予約）
- イ 心理療法担当職員の心理相談 2日/月 第1.3月曜日（要予約）
- ウ 女性に対する暴力防止普及啓発事業 街頭キャンペーン（11月）、
- エ 関係機関職員研修 1回/年 12月
- オ ケース検討会 6回/年 5月、7月、9月、11月、1月、3月
- カ 関係機関連携強化事業
  - ・中部圏域関係機関連絡会 2回/年 7月、12月
  - ・関係機関職員ネットワーク会議 6回/年 4月 6月、8月 10月 12月 2月

## 7 こころの健康推進事業について

【根拠法令；健康増進法】「健康とっとり計画（こころのケア分野）」

(1) ひきこもり対策推進事業

近年増加傾向にある「ひきこもり者」に対し、適切な相談体制体制が行えるよう体制を整備するとともに、ひきこもり状態からの回復に向けた取り組みを行う。

ア 相談体制の充実

地域ひきこもりネットワーク事業

- 事例検討会 3回/年
- 民生委員等関係機関研修会 1回/年 4月

イ 相談窓口の充実

精神科医師による専門相談 随時

ウ 本人・家族支援

- 家族教室の開催 11回/年
- 本人、家族の相談窓口 随時

## 8 高齢者福祉について

【根拠法令：老人福祉法】

(1) 老人ホーム入所調整委員会

中部福祉事務所に老人ホーム入所調整委員会を設置し、市町村が行う養護老人ホームへの入所措置の適正な実施に対する指導、助言を行う。

